



《登記がされている家屋の場合》

【取り壊したとき】

・法務局で「滅失登記」の手続きをしてください。

・滅失登記が12月31日までに完了しない場合は、「建物滅失届」を市役所税務課または名支所へ提出してください。

【売買、譲渡などをしたとき】

法務局で「所有権移転登記」の手続きをしてください。

《登記がされていない家屋の場合》

【取り壊したとき】

・「建物滅失届」を市役所税務課または名支所へ提出してください。

【売買、譲渡などをしたとき】

・「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。

※届出等が遅れると引き続き課税されることがありますので、お早めに手続きをお願いします。

※市役所で手続きいただく「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の様式は、高島市ホームページからでもダウンロードできます。

【取り壊したとき】

・「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。

【建物滅失届】を市役所税務課または名支所へ提出してください。

【売買、譲渡などをしたとき】

・「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。

※届出等が遅れると引き続き課税されることがありますので、お早めに手続きをお願いします。

※市役所で手続きいただく「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の様式は、高島市ホームページからでもダウンロードできます。

【取り壊したとき】

・「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。

【建物滅失届】を市役所税務課または名支所へ提出してください。

▶ 募集



▶ 第17回 高島扇面の美展



▶ 募集



▶ 第17回 高島扇面の美展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展



▶ 募集



▶ 第3回はなひまちのアート展

